平成２６年（フ）第１５９号
愛知県愛西市善太新田町十割下21番地４、申立時の住所名古屋市北区平手町２丁目37番地
破産者　松井かつ枝
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１０８号
名古屋市中川区十番町３丁目20番地の５、住民票上の住所長野県北安曇郡白馬村大字神城23061番地
破産者　木村　治夫
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２８４号
名古屋市昭和区滝川町47番地の40　シティ・ファミリー八事Ｎ棟113号
破産者　酒井しのぶ
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７６６号
愛知県清須市廻間１丁目２番地４　プラッサムコート廻間102
破産者　宇佐美朋美
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１０１号
愛知県津島市唐臼町西島71番地２　県営唐臼住宅４棟402号
破産者　大森　和美
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３８４号
愛知県小牧市古雅２丁目25番地　県営古雅第二住宅Ｂ街区５棟302号
破産者　濵田　　徹
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４７６号
愛知県あま市新居屋小舟戸104番地
破産者　原田　昌代
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５０８号
愛知県東海市中ノ池４丁目５番地の14　セントラル笠木（201号）、住民票上の住所愛知県大府市共西町３丁目106番地　真栄マンション共和301号
破産者　益山　良継
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５８７号
愛知県日進市南ヶ丘３丁目５番地21
破産者　関山　勝己
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２６号
神戸市東灘区本山中町３丁目８番27号　メゾンあじさい　１階
破産者　行澤　葉子（旧姓中川）
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３０３号
神戸市兵庫区小河通２丁目１番25―306号、従前の住所神戸市東灘区深江北町１丁目11番11号　石岡マンション　301号
破産者　加藤　昌子
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３６８号
神戸市須磨区養老町１丁目８番30号　神戸市立和光園、従前の住所神戸市長田区池田寺町11番地の６
破産者　増永　昭文
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８４号
北九州市小倉北区片野２丁目５番15―703号
破産者　ａｂｉＬｉＴＹ　ｕｐｗａｒｄこと　平賀　幹雄
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２０４号
北九州市小倉北区赤坂１丁目２番39号
破産者　えがお回復整体なごみ堂こと　山田　幸一
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５６１号
熊本市西区春日６丁目16番39号
破産者　今井　新一
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２２３号
熊本市東区戸島西２丁目４番70号　グローリー戸島Ｂ202号
破産者　浦山　智憲
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２２４号
熊本市東区戸島西２丁目４番70号　グローリー戸島Ｂ202号
破産者　浦山ひとみ
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係